

デイサービスセンターけやき園 通所介護サービス契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人紫雲会（以下、「事業者」という。）の運営するデイサービスセンターけやき園（以下、「事業所」という。）は、事業所が利用者に対して行う通所介護サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（利用期間）

第2条 利用期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業所に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（通所介護計画）

第3条 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画書（ケアプラン）」に沿って「通所介護計画書」を作成します。事業所は、この「通所介護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（通所介護の提供場所・内容）

第4条 通所介護サービスの提供場所はデイサービスセンターけやき園です。所在地及び設備の概要は別紙重要事項説明書のとおりです。

- 2 事業所は、第3条で定めた通所介護計画書に沿って通所介護サービスを提供します。事業所は通所介護サービスの提供にあたり、その内容について利用者へ説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業所は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービスの提供の記録）

第5条 事業所は、通所介護サービスの実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 事業所はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）

第6条 利用者は、サービスの対価として別紙重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業所は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して翌月10日頃に利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに支払います。なお、支払い方法としては、

原則、口座引落とさせていただきますが、振込・窓口支払も可能です。

- 4 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 連帯保証人は利用者が料金を滞納した場合、支払いの責任を負います。

(料金の変更)

- 第7条 事業所は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
 - 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

(サービスの中止)

- 第8条 利用者は、事業所に対して、通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

(利用者の解除権)

- 第9条 利用者は、事業所に対して、1週間以上の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - ② 事業所が守秘義務に反したとき
 - ③ 事業所が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - ④ 事業所が破産したとき

(事業所の解除権)

- 第10条 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月以上の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われないとき
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになったとき
 - ③ 利用者又はその家族等が事業所やサービス従事者又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき

(契約の終了)

- 第11条 次の事由に該当した場合は、この契約は終了するものとします。
- ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定されたとき

- ③ 第 9 条に基づき、利用者が契約を解除したとき
- ④ 第 10 条に基づき、事業所が契約を解除したとき
- ⑤ 利用者が死亡したとき

(秘密保持)

第12条 事業所は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業所は、利用者に関わる通所介護計画書を立案するためのサービス担当者会議での情報提供並びに介護支援専門員やサービス事業所との連絡調整において、利用者及び家族に関する秘密及び個人情報が必要な場合にはこれを使用できるものとします。
- 3 第 2 項で事業所が使用する個人情報の内容は、氏名・住所・健康状態・病歴・家族状況等事業所が通所介護を行うための最低限必要な利用者や家族個人に関する情報、認定調査票（全項目及び特記事項）その他通所介護計画書を立案するための情報とします。
- 4 事業所は個人情報の使用にあたって第 2 項に記載する目的の範囲内での必要最低限に努め、情報提供の際には関係者以外には漏れることがないように細心の注意を払い、且つ個人情報を使用した会議・相手方・内容等を記録しておくこととします。また、請求があればこれらを開示します。

(賠償責任)

第13条 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第14条 事業所は、現に通所介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

第15条 事業所は、通所介護サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

なお、第 10 条に基づいて解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

(苦情対応)

第16条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第17条 利用者及び事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

